

別 紙 第 2

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

I 令和6年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 令和6年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を1.30月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.725月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.50月分（定年前再任用短時間勤務職員について

は、1.40月分)とし、勤勉手当の支給月数を1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.60月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.35月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.15月分)とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を1.10月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分)とし、期末手当の年間支給月数を2.10月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.20月分)とし、勤勉手当の支給月数を1.425月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.75月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.35月分)とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を1.00月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分)とし、期末手当の年間支給月数を1.90月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.20月分)とし、勤勉手当の支給月数を1.525月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.95月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.35月分)とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を0.675月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.375月分)とし、期末手当の年間支給月数を1.30月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分)とし、勤勉手当の支給月数を1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員については、0.65月分)とし、勤勉手当の年間支給月数を2.35月分(定年前再任用短時間勤務職員については、1.25月分)とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和6年12月に支給する期末手当の支給月数を1.90月分とし、期末手当の年間支給月数を3.65月分とすること。

(2) 令和7年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.70月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.175月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.575月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.60月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.675月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.95月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.60月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.475月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.675月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.65月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.35月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.175月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月分）とすること。

オ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.825月分とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給限度額を315,200円とすること。

4 実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、2(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

II 諸手当等の制度改正

1 扶養手当

(1) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第10条第4項又は学校職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(2) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

2 通勤手当

(1) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(2) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

- (3) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

3 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、東京都規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが東京都規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

4 管理職員特別勤務手当

職員の給与に関する条例又は学校職員の給与に関する条例に基づき管理職員特別勤務手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

5 特定任期付職員の特別給

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、当該職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

6 在宅勤務等手当

- (1) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給すること。
- (2) 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。
- (3) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

7 実施時期

- (1) この改定は、令和7年4月1日から実施すること。
- (2) 扶養手当の月額等特例措置
 - ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして東京都規則又は教育委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。
 - イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第10条第4項又は学校職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。